

村職員の給与等の状況について

1. 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区 分			職員数		
			令和5年度	令和4年度	増減
普通会計	一般行政部門	議 会	1	1	0
		総 務	12	12	0
		民 生	4	5	△ 1
		農 林	4	4	0
		商 工	1	1	0
		土 木	3	3	0
		税 務	2	2	0
		衛 生	5	3	2
	小 計	32	31	1	
	特別行政部門	教 育	7	7	0
企業会計		診療所	4	4	0
		水 道	1	1	0
		下水道	1	1	0
		その他	3	3	0
		小 計	9	9	0
総合計			48	47	1

2. 職員の人事評価の状況

職員の職務上の行動を、能力・規律の評価尺度により評価する「能力評価」と、目標管理制度を活用して難易度・達成度により評価する「業績評価」の2つの指標を用いた人事評価制度を実施しています。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (R6.1.1現在)	歳出総額 A	人件費 B	人件費比率 B/A	令和4年度の 人件費比率
令和5年度	2,396	4,295,947千円	411,223千円	9.6%	8.9%

※人件費には、一般職、特別職の職員に対する給与、報酬のほか、健康保険、退職手当、退職年金の負担金も含まれます。

(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費		計 B	1人当たり給与費 B/A
		給料	その他手当		
令和5年度	39	146,343千円	84,665千円	231,008千円	5,923千円

※その他の手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、管理職手当、宿日直手当、特殊勤務手当の各種手当で、退職手当は含みません。

(3) 職員手当の状況(令和5年4月1日現在)

手当の名称	支給金額等			
期末・勤勉手当 (令和5年度支給割合)	支給月	期末手当	勤勉手当	合計
	6月期	1.225	0.925	2.150
	12月期	1.225	1.075	2.3
	計	2.45	2	4.45
扶養手当	子 10,000円	配偶者・その他扶養親族	6,500円	
住居手当	借家等 最高 27,000円(但し、12,000円を超える家賃が対象)			
通勤手当	自家用車 最高 31,600円 交通機関 最高 55,000円(通勤距離2km以上)			
その他	管理職手当、時間外手当、特殊勤務手当、寒冷地手当など			

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.2歳	315,469円	353,755円

※一般行政職とは、医師、保健師、看護師などの特殊な職種を除いた一般事務職をいいます。

(5) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	東成瀬村	国家公務員
一般行政職	大学卒	185,200円
	高校卒	154,600円

(6) 職員の経験年数別平均給料月額(令和5年4月1日現在、一般行政職)

区分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
金額		333,953円	326,774円	334,819円	367,902円	385,795円

(7) 級別職員数の状況(令和5年4月1日現在、一般行政職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務	主事	主任	主査	課長補佐・ 次長補佐	参事	課長・次長・ 会計管理者	
構成員(人)	3	5	4	11	0	7	30
構成比(%)	10.0	16.7	13.3	36.7	0.0	23.3	100.0

(8) 特別職の給料・報酬(令和5年4月1日現在の条例)

区分	給料・報酬月額	期末手当(令和5年度支給割合)
村長	給料 730,000円	3.225 月分
副村長	給料 560,000円	
教育長	給料 513,000円	
議長	報酬 255,000円	
副議長	報酬 221,000円	
議員	報酬 211,000円	

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

区分	内容
職員の勤務時間	休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで
休暇制度	年次有給休暇 1年に20日 1年で消化できなかった場合は翌年に繰り越せます。
	病欠休暇 ケガや病気のためどうしても出勤できないとき(医師の診断書必要)
	特別休暇 結婚、出産、ボランティア、忌引、産前産後等
育児休業	育児休業法に基づく3歳に満たない子を養育する制度です。

5. 職員の分限及び懲戒処分状況

区分	内容	令和5年度の状況
分限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、退職、降給させることができるものです。	なし
懲戒	懲戒処分とは、法律又は条例、規則等に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	なし

6. 職員の服務の状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間を職務遂行のために用い、当該地方公共団体(東成瀬村)がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており、営利企業への従事も制限されています。

7. 職員の研修の状況

職員の研修は、職員個々の人格及び教養を高め、村民全体の奉仕者にふさわしい職見及び実践力を育成して、村行政の民主的且つ能率的運営に貢献するよう計画し、実施しています。

8. 職員の福利の状況

区分	事業	内容
職員の福利厚生	市町村職員共済組合	短期給付及び長期給付等に関する事業を行っています。民間の事業者において例えると社会保険、厚生年金等に該当します。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、公務災害補償法に基づく療養を受けます。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況 令和5年度該当無し

10. 不利益処分に関する不服申立ての状況 令和5年度該当無し